第39号議案

豊川市市税条例の一部改正について

豊川市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。 令和5年6月6日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例(昭和25年豊川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第29条の9 (略)

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の申告書に係る年度分の個人の県民税人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。
- 3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親 族等申告書)

第30条の4の2 (略)

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第

改正前

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第29条の9 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は

当該納税義務者の

<u>同項の</u>申告書に係る年度分の個人の県民税 若しくは市民税に充当し

_____、若しくは当該納税義 務者の未納に係る徴収金に充当する

) /m\/r\

3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親 族等申告書)

第30条の4の2 (略)

317条の3の2第1項の規定による申告書 (その者が当該前年の中途において次項の 規定による申告書を当該給与支払者を経由 して提出した場合には、当該前年の最後に 提出した同項の規定による申告書)に記載 した事項と異動がないときは、給与所得者 は、施行規則で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の2第1項の規定によ り記載すべき事項に代えて当該異動がない 旨を記載した前項又は法第317条の3の2 第1項の規定による申告書を提出すること ができる。

- 3 第1項の規定による申告書を提出した給 与所得者は、その年の中途において当該申 告書に記載した事項について異動を生じた 場合には、同項の給与支払者からその異動 を生じた日後最初に給与の支払を受ける日 の前日までに、施行規則で定めるところに より、その異動の内容その他施行規則で定 める事項を記載した申告書を、当該給与支 払者を経由して、市長に提出しなければな らない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これら の規定による申告書がその提出の際に経由 すべき給与支払者に受理されたときは、そ の申告書は、その受理された日に市長に提 出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定 による申告書の提出の際に経由すべき給与 支払者が令第48条の9の7の2において準 用する令第8条の2の2に規定する要件を 満たす場合には、施行規則で定めるところ により、当該申告書の提出に代えて、当該 給与支払者に対し、当該申告書に記載すべ き事項を電磁的方法(電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法であって施行規則で定めるもの をいう。次条第4項及び第35条の10第3項 において同じ。)により提供することがで きる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第 5 前項の規定の適用がある場合における第

- 2 前項 の規定による申告書を提出した給 与所得者は、その年の中途において当該申 告書に記載した事項について異動を生じた 場合には、同項の給与支払者からその異動 を生じた日後最初に給与の支払を受ける日 の前日までに、施行規則で定めるところに より、その異動の内容その他施行規則で定 める事項を記載した申告書を、当該給与支 払者を経由して、市長に提出しなければな らない。
- 3 前2項 の場合において、これら の規定による申告書がその提出の際に経由 すべき給与支払者に受理されたときは、そ の申告書は、その受理された日に市長に提 出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定 による申告書の提出の際に経由すべき給与 支払者が令第48条の9の7の2において準 用する令第8条の2の2に規定する要件を 満たす場合には、施行規則で定めるところ により、当該申告書の提出に代えて、当該 給与支払者に対し、当該申告書に記載すべ き事項を電磁的方法(電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法であって施行規則で定めるもの をいう。次条第4項及び第35条の10第3項 において同じ。)により提供することがで きる。

4項の規定の適用については、同項中「申 告書が」とあるのは「申告書に記載すべき 事項を」と、「給与支払者に受理されたと き」とあるのは「給与支払者が提供を受け たとき」と、「受理された日」とあるのは 「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第31条の2 個人の市民税の徴収については | 第31条の2 個人の市民税の徴収については 、第33条の2、第33条の10第1項若しくは 第2項、第33条の13第1項又は第35条の6 の規定により 特別徴収の方法による場合 を除くほか、普通徴収の方法による。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等 割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦 課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第32条の2 個人の市民税の納税通知書に記 載すべき各納期の納付額は、当該年度分の 個人の市民税額、個人の県民税額及び森林 環境税額の合算額(第33条の9第1項又は 第33条の14第1項の規定により 徴収する 場合にあっては、特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する 税額)を前条第1項の納期(第33条の9第 1項又は第33条の14第1項の規定により 徴収する場合にあっては、特別徴収の方法 により 徴収されないこととなった日以後 に到来する納期)の数で除して得た額とす る。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収

第33条の2 個人の市民税の納税義務者が当 該年度の初日の属する年の前年中において 給与の支払を受けた者であり、かつ、同日 において給与の支払を受けている者(次に 掲げる者のうち、特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認めら れるものを除く。以下この条において「給 与所得者」という。) である場合には

、当該納税義務者に対して課する個人の

3項の規定の適用については、同項中「申 告書が」とあるのは「申告書に記載すべき 事項を」と、「給与支払者に受理されたと き」とあるのは「給与支払者が提供を受け たとき」と、「受理された日」とあるのは 「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

、第33条の2、第33条の10第1項若しくは 第2項、第33条の13第1項又は第35条の6 の規定によって特別徴収の方法による場合 を除くほか、普通徴収の方法による。

2 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第32条の2 個人の市民税の納税通知書に記 載すべき各納期の納付額は、当該年度分の 個人の市民税額及び 県民税額の合算額 (第33条の9第1項又は 第33条の14第1項の規定によって徴収する 場合にあっては、特別徴収の方法によって 徴収されないことになった金額に相当する 税額)を前条第1項の納期(第33条の9第 1項又は第33条の14第1項の規定によって 徴収する場合にあっては、特別徴収の方法 によって徴収されないこととなった日以後 に到来する納期)の数で除して得た額とす る。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収

第33条の2 個人の市民税の納税義務者が当 該年度の初日の属する年の前年中において 給与の支払を受けた者であり、かつ、同日 において給与の支払を受けている者(次に 掲げる者のうち、特別徴収の方法によって 徴収することが著しく困難であると認めら れるものを除く。以下この条において「給 与所得者」という。) である場合において は、当該納税義務者に対して課する個人の 市民税のうち、当該納税義務者の前年中の 給与所得に係る所得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を 含む。次項及び第5項において同じ。)</u>の 合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する

(1)・(2) (略)

- 2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には 、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 、特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第30条の3第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により 、給与所得者の 給与所得以外の所得に係る所得割額を特別 徴収の方法により 徴収することとなった 後において、当該給与所得者について、給 与所得以外の所得に係る所得割額の全部又 は一部を特別徴収の方法により 徴収する ことが適当でないと認められる特別の事情 が生じたため当該給与所得者から給与所得 以外の所得に係る所得割額の全部又は一部 を普通徴収の方法により徴収することとさ れたい旨の申出があった場合で、その事情 がやむを得ないと認められるときは、市長 は、当該特別徴収の方法により 徴収すべ き給与所得以外の所得に係る所得割額でま だ特別徴収により徴収していない額の全部 又は一部を普通徴収の方法により徴収する ものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与 の支払をする者に当該年度の初日の翌日か ら翌年の4月30日までの間において異動を 生じた場合において、当該給与所得者が当 該給与所得者に対して新たに給与の支払を 市民税のうち、当該納税義務者の前年中の 給与所得に係る所得割額及び均等割額

の

合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する

(1)・(2) (略)

- 2 前項の給与所得者について、当該給与所 得者の前年中の所得に給与所得以外の所得 がある場合においては、当該給与所得以外 の所得に係る所得割額を同項の規定によっ て、特別徴収の方法によって徴収すべき給 与所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額に加算して、特別徴収の方法によって徴 収する。ただし、第30条の3第1項の申告 書に給与所得以外の所得に係る所得割額を 普通徴収の方法によって徴収されたい旨の 記載があるときは、この限りでない。
- 前項本文の規定によって、給与所得者の 給与所得以外の所得に係る所得割額を特別 徴収の方法によって徴収することとなった 後において、当該給与所得者について、給 与所得以外の所得に係る所得割額の全部又 は一部を特別徴収の方法によって徴収する ことが適当でないと認められる特別の事情 が生じたため当該給与所得者から給与所得 以外の所得に係る所得割額の全部又は一部 を普通徴収の方法により徴収することとさ れたい旨の申出があった場合で、その事情 がやむを得ないと認められるときは、市長 は、当該特別徴収の方法によって徴収すべ き給与所得以外の所得に係る所得割額でま だ特別徴収により徴収していない額の全部 又は一部を普通徴収の方法により徴収する ものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与 の支払をする者に当該年度の初日の翌日か ら翌年の4月30日までの間において異動を 生じた場合において、当該給与所得者が当 該給与所得者に対して新たに給与の支払を する者となった者(所得税法第183条の規 定により 給与の支払をする際所得税を徴 収して納付する義務がある者に限る。以下 この項において同じ。) を通じて、当該異 動により 従前の給与の支払をする者から 給与の支払を受けなくなった日の属する月 の翌月の10日(その支払を受けなくなった 日が翌年の4月中である場合には、同月30 日)までに、第1項の規定により特別徴収 の方法により 徴収されるべき前年中の給 与所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額(既に特別徴収の方法により 徴収され た金額があるときは、当該金額を控除した 金額)を特別徴収の方法により 徴収され たい旨の申出をしたときは、当該合算額を 特別徴収の方法により 徴収するものとす る。ただし、当該申出が翌年の4月中にあ った場合において、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると市長が認め るときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により 個人の市民税を 徴収される納税義務者が、当該年度の初日 の属する年の6月1日から12月31日までの 間において給与の支払を受けないこととな り、かつ、その事由が発生した日の属する 月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法に より 徴収されたい旨の当該納税義務者か らの申出があった場合及び当該納税義務者 が翌年の1月1日から4月30日までの間に おいて給与の支払を受けないこととなった 場合には、その者に対してその年の5月31 日までの間に支払われるべき給与又は退職 手当等で当該月割額の全額に相当する金額 を超えるものがあるときに限り、当該月割 額の全額(同日までに当該給与又は退職手 当等の全部又は一部の支払がされないこと となったときにあっては、同日までに支払 われた当該給与又は退職手当等の額から徴 収することができる額)を特別徴収の方法 により _徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義

する者となった者(所得税法第183条の規 定によって給与の支払をする際所得税を徴 収して納付する義務がある者に限る。以下 この項において同じ。) を通じて、当該異 動によって従前の給与の支払をする者から 給与の支払を受けなくなった日の属する月 の翌月の10日(その支払を受けなくなった 日が翌年の4月中である場合には、同月30 日)までに、第1項の規定により特別徴収 の方法によって徴収されるべき前年中の給 与所得に係る所得割額及び均等割額の合算 額(既に特別徴収の方法によって徴収され た金額があるときは、当該金額を控除した 金額)を特別徴収の方法によって徴収され たい旨の申出をしたときは、当該合算額を 特別徴収の方法によって徴収するものとす る。ただし、当該申出が翌年の4月中にあ った場合において、特別徴収の方法によっ て徴収することが困難であると市長が認め るときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を 徴収される納税義務者が、当該年度の初日 の属する年の6月1日から12月31日までの 間において給与の支払を受けないこととな り、かつ、その事由が発生した日の属する 月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法に よって徴収されたい旨の当該納税義務者か らの申出があった場合及び当該納税義務者 が翌年の1月1日から4月30日までの間に おいて給与の支払を受けないこととなった 場合には、その者に対してその年の5月31 日までの間に支払われるべき給与又は退職 手当等で当該月割額の全額に相当する金額 を超えるものがあるときに限り、当該月割 額の全額(同日までに当該給与又は退職手 当等の全部又は一部の支払がされないこと となったときにあっては、同日までに支払 われた当該給与又は退職手当等の額から徴 収することができる額)を特別徴収の方法 によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義

務等)

第33条の4 前条の特別徴収義務者は、月割 額を徴収した月の翌月10日までに、その徴 収した月割額を施行規則第2条の6に規定 する納入書により 納入しなければならな

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収 税額への繰入れ)

- 第33条の9 個人の市民税の納税者が、給与 の支払を受けなくなったこと等により給与 所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法 により 徴収されないこととなった場合に は 、特別徴収の方法により 徴収さ れないこととなった金額に相当する税額は 、その特別徴収の方法により 徴収されな いこととなった日以後において到来する第 32条第1項の納期がある場合には そ れぞれの納期において、その日以後に到来 する同項の納期がない場合には 直ち に、普通徴収の方法により 徴収するもの とする。
- 2 法第321条の6第1項の通知により 変 更された給与所得に係る特別徴収税額に係 る個人の市民税の納税者について、既に特 別徴収義務者から市に納入された給与所得 に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収 すべき給与所得に係る特別徴収税額を超え る場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴 収税額がない場合を含む。)において当該 納税者の未納に係る徴収金があるときは、 当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条 の2の2第1項第2号に規定する市町村徴 収金関係過誤納金とみなして、同条第3項 、第6項及び第7項の規定を適用すること ができるものとし、当該市町村徴収金関係 過誤納金により、当該納税者の未納に係る 徴収金を納付し、又は納入することを委託 したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民 税の特別徴収)

第33条の10 個人の市民税の納税義務者が当 第33条の10 個人の市民税の納税義務者が当

務等)

第33条の4 前条の特別徴収義務者は、月割 額を徴収した月の翌月10日までに、その徴 収した月割額を施行規則第2条の6に規定 する納入書によって納入しなければならな

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収 税額への繰入れ)

- 第33条の9 個人の市民税の納税者が、給与 の支払を受けなくなったこと等により給与 所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法 によって徴収されないこととなった場合に おいては、特別徴収の方法によって徴収さ れないこととなった金額に相当する税額は 、その特別徴収の方法によって徴収されな いこととなった日以後において到来する第 32条第1項の納期がある場合においてはそ れぞれの納期において、その日以後に到来 する同項の納期がない場合においては直ち に、普通徴収の方法によって徴収するもの とする。
- 2 法第321条の6第1項の通知によって変 更された給与所得に係る特別徴収税額に係 る個人の市民税の納税者について、既に特 別徴収義務者から市に納入された給与所得 に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収 すべき給与所得に係る特別徴収税額を超え る場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴 収税額がない場合を含む。) において当該 納税者の未納に係る徴収金があるときは、 当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条 の2の規定によって

,	当該納税者の未納に係る
徴収金 <u>に充当する</u>	

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民 税の特別徴収)

該年度の初日の属する年の前年中において 公的年金等の支払を受けた者であり、かつ 、同日において老齢等年金給付(法第321 条の7の2第1項に規定する老齢等年金給 付をいう。以下この節において同じ。)の 支払を受けている年齢65歳以上の者(特別 徴収の方法により徴収することが 著しく 困難であると認められるものとして次に掲 げるものを除く。以下この節において「特 別徴収対象年金所得者」という。) である 場合には、当該納税義務者に対して 課する個人の市民税のうち、当該納税義務 者の前年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額(これと併せて賦課 徴収を行う森林環境税額を含む。以下この 条及び第33条の13において同じ。)の合算 額(当該納税義務者に係る均等割額を第33 条の2第1項の規定により特別徴収の方法 により徴収する場合には、公的年 金等に係る所得に係る所得割額。以下この 条及び第33条の13において同じ。)の2分 の1に相当する額(当該額に100円未満の 端数があるときはその端数金額を切り捨て 、当該額が100円未満であるときは100円と する。以下この節において「年金所得に係 る特別徴収税額」という。) を当該年度の 初日の属する年の10月1日から翌年の3月 31日までの間に支払われる老齢等年金給付 から当該老齢等年金給付の支払の際に特別 徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

- (2) 特別徴収の方法<u>により</u> 徴収することとした場合には当該年度において当該 老齢等年金給付の支払を受けないことと なると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが著しく 困難であると市長が認める者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者について 、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の 所得に給与所得及び公的年金等に係る所得

該年度の初日の属する年の前年中において 公的年金等の支払を受けた者であり、かつ 、同日において老齢等年金給付(法第321 条の7の2第1項に規定する老齢等年金給 付をいう。以下この節において同じ。)の 支払を受けている年齢65歳以上の者(特別 徴収の方法によって徴収することが 著しく 困難であると認められるものとして次「特別 まものを除く。以下この節において「特別 切りなり、当該納税義務者に対して まする個人の市民税のうち、当該納税義務 者の前年中の公的年金等に係る所得に係る 所得割額及び均等割額

の合算

額(当該納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法 によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この 条及び第33条の13において同じ。)の2分 の1に相当する額(当該額に100円未満の 端数があるときはその端数金額を切り捨て 、当該額が100円未満であるときは100円と する。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の 初日の属する年の10月1日から翌年の3月 31日までの間に支払われる老齢等年金給付 から当該老齢等年金給付の支払の際に特別 徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

- (2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該年度において当該 老齢等年金給付の支払を受けないことと なると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によって徴収することが著しく 困難であると市長が認める者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者について 、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の 所得に給与所得及び公的年金等に係る所得

以外の所得がある場合(第33条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。)には 当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法により 徴収することができる。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により 徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第33条の14 法第321条の7の7第1項又は 第3項(これらの規定を法第321条の7の 8第3項において読み替えて準用する場合 を含む。)の規定により特別徴収の方法に より 徴収されないこととなった金額に相 当する税額は、その特別徴収の方法により _徴収されないこととなった日以後におい て到来する第32条第1項の納期がある場合 には そのそれぞれの納期において、 その日以後に到来する同項の納期がない場 合には 直ちに、普通徴収の方法により り 徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額が当該特

以外の所得がある場合(第33条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項ただし書に規定する場合を除く。)に おいては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第32条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 第33条の14 法第321条の7の7第1項又は 第3項(これらの規定を法第321条の7の 8第3項において読み替えて準用する場合 を含む。)の規定により特別徴収の方法に よって徴収されないこととなった金額に相 当する税額は、その特別徴収の方法によっ で徴収されないこととなった日以後におい て到来する第32条第1項の納期がある場合 においては そのそれぞれの納期において、 その日以後に到来する同項の納期がない場 合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特

別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金 所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係 る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべ き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所 得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む 。)において当該特別徴収対象年金所得者 の未納に係る徴収金があるときは、当該過 納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の 2第1項第2号に規定する市町村徴収金関 係過誤納金とみなして、同条第3項、第6 項及び第7項の規定を適用することができ るものとし、当該市町村徴収金関係過誤納 金により、当該特別徴収対象年金所得者の 未納に係る徴収金を納付し、又は納入する ことを委託したものとみなす。

(法人の市民税の申告納付)

第34条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2~4 (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書 (同条第33項の規定による申告書を含む。 以下この項において同じ。)に係る税金を 納付する場合には、当該税額に、当該税金 に係る同条第1項、第2項又は第31項の納 期限(納期限の延長があったときは、その 延長された納期限とする。第7項第1号に おいて同じ。)の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申 告書を提出した日(同条第35項の規定の適 別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金 所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係 る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべ き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所 得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む 。)において当該特別徴収対象年金所得者 の未納に係る徴収金があるときは、当該過 納又は誤納に係る税額は、法<u>第17条の2の</u> 規定によって

____、当該特別徴収対象年金所得者の 未納に係る徴収金<u>に充</u>当する

(法人の市民税の申告納付)

第34条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあってはそれぞれこれらのとびその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_______による納付書により納付しなければならない。

2~4 (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書 (同条第33項の規定による申告書を含む。 以下この項において同じ。)に係る税金を 納付する場合には、当該税額に、当該税金 に係る同条第1項、第2項又は第31項の納 期限(納期限の延長があったときは、その 延長された納期限とする。第7項第1号に おいて同じ。)の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申 告書を提出した日(同条第35項の規定の適 用がある場合において、当該申告書がその 提出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の翌 日から1月を経過する日までの期間につい ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて 計算した金額に相当する延滞金額を加算し て施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4</u> の2様式による納付書により納付しなけれ ばならない。

6~16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手 続)

- 第35条 法人の市民税の納税者は法第321条 の12の規定に基づく納付の告知を受けた場 合には、当該不足税額を当該通知書の指定 する期限までに、施行規則第22号の4様式 又は第22号の4の2様式による納付書によ り納付しなければならない。
- 2 前項の場合には 、その不足税額に 法第321条の8第1項、第2項又は第31項 の納期限(同条第35項の申告納付に係る法 人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限 の延長があった場合には、その延長された 納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数 に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した 金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 · 4 (略)

(種別割の税率)

- 第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対し て課する種別割の税率は、1台について、 それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの

用がある場合において、当該申告書がその 提出期限前に提出されたときは、当該提出 期限)までの期間又はその期間の末日の翌 日から1月を経過する日までの期間につい ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて 計算した金額に相当する延滞金額を加算し て施行規則第22号の4様式

_____による納付書により納付しなければならない。

6~16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手 続)

第35条 法人の市民税の納税者は法第321条 の12の規定に基づく納付の告知を受けた場 合には、当該不足税額を当該通知書の指定 する期限までに、施行規則第22号の4様式 _______による納付書によ

り納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に 法第321条の8第1項、第2項又は第31項 の納期限(同条第35項の申告納付に係る法 人税割に係る不足税額がある場合には、同 条第1項又は第2項の納期限とし、納期限 の延長があった場合には、その延長された 納期限とする。第4項第1号において同じ 。)の翌日から納付の日までの期間の日数 に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限 までの期間又は当該納期限の翌日から1月 を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント)の割合を乗じて計算した 金額に相当する延滞金額を加算して納付し なければならない。

3 • 4 (略)

(種別割の税率)

- 第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対し て課する種別割の税率は、1台について、 それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの

にあっては、その輪距のうち最大のも の)が0.5メートル以下であるもの、 側面が構造上開放されている車室を 備え、かつ、輪距が0.5メートル以下 の三輪のもの及び道路運送車両の保安 基準(昭和26年運輸省令第67号)第1 条第1項第13号の6に規定する特定小 型原動機付自転車を除く。)で、総排 気量が0.02リットルを超えるもの又は 定格出力が0.25キロワットを超えるも の 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第81条 前条の規定によってたばこ税を申告 第81条 前条の規定によってたばこ税を申告 納付すべき者(以下この節において「申告 納税者」という。)は、毎月末日までに、 前月の初日から末日までの間における売渡 し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標 準たる本数の合計数(以下この節において 「課税標準数量」という。)及び当該課税 標準数量に対するたばこ税額、第79条第1 項の規定により免除を受けようとする場合 にあっては同項の適用を受けようとする製 造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1 項の規定により控除を受けようとする場合 にあっては同項の適用を受けようとするた ばこ税額その他必要な事項を記載した施行 規則第34号の2様式による申告書を市長に 提出し、及びその申告に係る税金を施行規 則第34号の2の5様式又は第34号の2の5 の2様式による納付書によって納付しなけ ればならない。この場合において、当該申 告書には、第79条第3項に規定する書類及 び次条第1項の返還に係る製造たばこの品 目ごとの数量についての明細を記載した施 行規則第16号の5様式による書類を添付し なければならない。

2~4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する 場合には、当該税金に係る第1項又は第2 項の納期限(納期限の延長があったときは

にあっては、その輪距のうち最大のも の)が0.5メートル以下であるもの及 び側面が構造上開放されている車室を 備え、かつ、輪距が0.5メートル以下 の三輪のもの

を除く。)で、総排 気量が0.02リットルを超えるもの又は 定格出力が0.25キロワットを超えるも の 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

納付すべき者(以下この節において「申告 納税者」という。)は、毎月末日までに、 前月の初日から末日までの間における売渡 し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標 準たる本数の合計数(以下この節において 「課税標準数量」という。)及び当該課税 標準数量に対するたばこ税額、第79条第1 項の規定により免除を受けようとする場合 にあっては同項の適用を受けようとする製 造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1 項の規定により控除を受けようとする場合 にあっては同項の適用を受けようとするた ばこ税額その他必要な事項を記載した施行 規則第34号の2様式による申告書を市長に 提出し、及びその申告に係る税金を施行規 則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しなけ ればならない。この場合において、当該申 告書には、第79条第3項に規定する書類及 び次条第1項の返還に係る製造たばこの品 目ごとの数量についての明細を記載した施 行規則第16号の5様式による書類を添付し なければならない。

2~4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する 場合には、当該税金に係る第1項又は第2 項の納期限(納期限の延長があったときは 、その延長された納期限。第84条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第84条 たばこ税の納税義務者は、法第481 条、第483条又は第484条の規定に基づく納 付の告知を受けた場合には、当該不足税額 又は過少申告加算金額、不申告加算金額若 しくは重加算金額を、当該通知書の指定す る期限までに、施行規則第34号の2の5様 式<u>又は第34号の2の5の2様式</u>による納付 書によって納付しなければならない。

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各 年度分の個人の市民税に限り、所得割の納 税義務者が前年中に租税特別措置法第25条 第1項各号に掲げる売却の方法により当該 各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その 売却した肉用牛が全て同項に規定する免税 対象飼育牛(次項において「免税対象飼育 牛」という。)である場合(その売却した 肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である 場合に限る。) において、第30条の3第1 項の規定による申告書(その提出期限後に おいて市民税の納税通知書が送達される時 までに提出されたもの及びその時までに提 出された第30条の4第1項の確定申告書を 含む。次項において同じ。)にその肉用牛 の売却に係る同法第25条第1項に規定する 事業所得の明細に関する事項の記載がある 、その延長された納期限。第84条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式_______による納付書によって納付しなければならない

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第84条 たばこ税の納税義務者は、法第481 条、第483条又は第484条の規定に基づく納 付の告知を受けた場合には、当該不足税額 又は過少申告加算金額、不申告加算金額若 しくは重加算金額を、当該通知書の指定す る期限までに、施行規則第34号の2の5様 式__________による納付 書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民 税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各 年度分の個人の市民税に限り、所得割の納 税義務者が前年中に租税特別措置法第25条 第1項各号に掲げる売却の方法により当該 各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その 売却した肉用牛が全て同項に規定する免税 対象飼育牛(次項において「免税対象飼育 牛」という。)である場合(その売却した 肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である 場合に限る。) において、第30条の3第1 項の規定による申告書(その提出期限後に おいて市民税の納税通知書が送達される時 までに提出されたもの及びその時までに提 出された第30条の4第1項の確定申告書を 含む。次項において同じ。) にその肉用牛 の売却に係る同法第25条第1項に規定する 事業所得の明細に関する事項の記載がある とき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第28条の2第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

2 · 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の 課税の特例)

第10条の2 昭和63年度から令和8年度まで の各年度分の個人の市民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等(租税特 別措置法第31条第1項に規定する土地等を いう。以下この条において同じ。)の譲渡 (同項に規定する譲渡をいう。以下この条 において同じ。)をした場合において、当 該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附 則第34条の2第1項に規定する優良住宅地 等のための譲渡をいう。) に該当するとき における前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く 。次項において同じ。)に係る課税長期譲 渡所得金額に対して課する市民税の所得割 の額は、前条第1項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地等の 譲渡をした場合において、当該譲渡が確定 優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則 第34条の2第5項に規定する確定優良住宅 地等予定地のための譲渡をいう。以下この とき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第28条の2第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

2 · 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の 課税の特例)

第10条の2 昭和63年度から令和5年度まで の各年度分の個人の市民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等(租税特 別措置法第31条第1項に規定する土地等を いう。以下この条において同じ。)の譲渡 (同項に規定する譲渡をいう。以下この条 において同じ。)をした場合において、当 該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附 則第34条の2第1項に規定する優良住宅地 等のための譲渡をいう。) に該当するとき における前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く 。次項において同じ。)に係る課税長期譲 渡所得金額に対して課する市民税の所得割 の額は、前条第1項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、 所得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の基因となる土地等の 譲渡をした場合において、当該譲渡が確定 優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則 第34条の2第5項に規定する確定優良住宅 地等予定地のための譲渡をいう。以下この 項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第12条の2 (略)

2~22 (略)

23 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する</u> 条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第12条の3 (略)

2~11 (略)

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する 特定マンションに係る区分所有に係る家屋 について、同項の規定の適用を受けようと する者は、当該特定マンションに係る同項 に規定する工事が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類 を添付して市長に提出しなければならない
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及 び個人番号又は法人番号(個人番号又は 法人番号を有しない者にあっては、住所 及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床 面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
 - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかった理由

項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第12条の2 (略)

2~22 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第12条の3 (略)

2~11 (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用(6)(略)

14 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条の3 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、 同項の不足額に、これに100分の35の割合 を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用(6) (略)

13 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第17条の3 法第451条第1項第1号(同条 第4項又は第5項において準用する場合を 含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自 家用のものに限る。以下この条において同 じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動 車の取得が令和元年10月1日から令和3年 12月31日までの間(附則第17条の6第3項 において「特定期間」という。)に行われ たときに限り、第62条第1項の規定にかか わらず、軽自動車税の環境性能割を課さな い。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条の3の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第19条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第17条の6 (略)

- 2 (略)
- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第19条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第64条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の豊川市市税条例(以下「新条例」という。) 附則第19条第 3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
 - (2) 第29条の9第2項並びに第31条の2第1項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第32条の2、第33条の2、第33条の9、第33条の10及び第33条の14の改正規定並びに附則第17条の3の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第19条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(新条例附則第19条第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第30条の4の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の豊川市市税条例の規定中個人 の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税につい

て適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によ る。

2 新条例第30条の4の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を 受けるべき豊川市市税条例第30条の4の2第1項に規定する給与(以下こ の項において「給与」という。) について提出する同条第1項の規定による 申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第64条第1号工及び附則第19条第3項の規定は、令和6年 度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの 軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの 条例による改正前の豊川市市税条例附則第17条の3及び第17条の6第3 項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に ついては、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第17条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定 の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車 税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に 対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、市税制度の適正化を図るため、森林環境税の徴収方 法等及び固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、個人の市民税に 係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、軽自動車税の賦課徴 収の特例の見直し等の措置を講じ、併せて所要の規定の整備を行う必要がある からである。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

多句具件 豆川川川	相合金布	- 以正りる未内の配列
条 項 ————————————————————————————————————	規定事項	説明
総括		市税制度の適正化を図るため、森林 環境税の徴収方法等及び固定資産税の 課税標準の特例割合を定めるととも に、個人の市民税に係る給与所得者の 扶養親族等申告書の記載事項の簡素 化、軽自動車税の賦課徴収の特例の見 直し等の措置を講じ、併せて所要の規 定の整備を行うものである。
第29条の9 第2項	配当割額又は 株式等譲渡所 得割額の控除	森林環境税について、個人の市民税 と同様に配当割額又は株式等譲渡所得 割額の控除の特例の措置を講ずるもの とする。 この改正は、令和6年度以後の年度 分の個人の市民税について適用する。
第30条の4の2 第2項~ 第6項	個人の市民税 に係る給与所 得者の扶養親 族等申告書	個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年と異動がない場合は、その記載事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものとする。 この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受ける給与について提出する扶養親族等申告書について適用する。
第31条の2 第1項 第3項	個人の市民税 の徴収の方法 等	森林環境税について、個人の市民税 と併せて賦課し、徴収することとする ものとする。 この改正は、令和6年度以後の年度 分の個人の市民税について適用する。
第32条の2	個人の市民税の納税通知書	森林環境税について、個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額にその税額を加えることとするものとする。 この改正は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

	T	I
第33条の2 第1項~ 第3項 第5項 第6項	給与所得に係 る個人の市民 税の特別徴収	森林環境税について、個人の市民税の納税義務者が給与所得者である場合には、個人の市民税と併せて特別徴収の方法により徴収することとするものとする。 この改正は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
第33条の4	給与所得に係 る特別徴収税 額の納入の義 務等	規定の整備
第33条の9 第1項 第2項	給与所得に係 る特別徴収税 額の普通徴収 税額への繰入 れ	規定の整備
第33条の10 第1項 第2項 第3項	公的年金等に 係る所得に係 る個人の市民 税の特別徴収	森林環境税について、個人の市民税の納税義務者が公的年金等受給者である場合には、個人の市民税と併せて特別徴収の方法により徴収することとするものとする。 この改正は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
第33条の14 第1項 第2項	年金所得に係 る特別徴収税 額等の普通徴 収税額への繰 入れ	規定の整備
第34条 第1項 第5項	法人の市民税 の申告納付	規定の整備
第35条 第1項 第2項	法人の市民税 に係る不足税 額の納付の手 続	規定の整備

第64条	種別割の税率	軽自動車税の種別割について、三輪 以上の原動機付自転車の区分から特定 小型原動機付自転車(電動キックボード)を除くものとする。 この改正は、令和6年度以後の年度 分の軽自動車税の種別割について適用 する。
第81条 第1項 第5項	たばこ税の申 告納付の手続	規定の整備
第84条 第1項	たばこ税に係 る不足税額等 の納付手続	規定の整備
附則第8条 第1項	肉用牛の売却 による事業所 得に係る市民 税の課税の特 例	肉用牛の売却による事業所得に係る 市民税の課税の特例の適用期間を3年 延長し、令和9年度までとするものと する。
附則第10条の2 第1項 第2項	優造に変 と は 生の り り は 生 り り り り り り り り り り り り り り り り	優良住宅地の造成等のために土地等 を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る 市民税の課税の特例の適用期間を3年 延長し、令和8年度までとするものと する。
附則第12条の2 第23項	法附則第15 条第2項第1 号等の条例で 定める割合	長寿命化に資する大規模工事を行ったマンションについて、固定資産税の課税標準の特例割合を3分の1と定めるものとする。 この改正は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
附則第12条の3 第12項~ 第14項	新築住宅等に 対する が が が が が が が が が の が の が の が の が の が	長寿命化に資する大規模工事を行ったマンションについて、固定資産税の課税標準の特例割合の適用を受けようとする場合は、当該工事が完了した日から3月以内に市長に申告するものと

	る者がすべき 申告	する。 この改正は、令和6年度以後の年度 分の固定資産税について適用する。
旧附則第17条の3	軽自動車税の 環境性能割の 非課税	規定の整備
附則第17条の3 第4項	軽自動車税の 環境性能割の 賦課徴収の特 例	軽自動車税の環境性能割について、 自動車メーカーの不正により生じた納 付不足額に係る納税義務を当該自動車 メーカーに課する場合の加算割合を1 00分の35 (現行100分の10) に引き上げるものとする。 この改正は、令和6年1月1日以後 に取得された三輪以上の軽自動車に係 る軽自動車税の環境性能割について適 用する。
附則第17条の6 第3項	軽自動車税の 環境性能割の 税率の特例	規定の整備
附則第19条 第3項	軽自動車税の 種別割の賦課 徴収の特例	軽自動車税の種別割について、自動車メーカーの不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該自動車メーカーに課する場合の加算割合を100分の35(現行100分の10)に引き上げるものとする。 この改正は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。